

彦根市障害者福祉推進会議委員

〔趣旨〕市が行う障害福祉の推進に関する施策に対して意見や提案をいただくための委員を募集します。この会議は、市民公募委員のほか、学識経験者や障害福祉団体等から推薦された人など27人程度で構成され、彦根市障害者計画の策定、評価などについて協議します。今年度は年間5回程度、平成30年度、同31年度は各1〜2回程度の開催予定です。〔応募資格〕次の①、②をいずれも満たす人 ①市内在住の18歳以上（7月1日現在・高校生は除く）②障害のある人または障害のある人の家族 ※国、地方公共団体の議員および常勤の公務員は応募できません。〔定員〕2人（応募者多数の場合は選考）〔任期〕3年間（7月〜平成32年6



月（郵送の場合は当日の消印有効）〔応募・問い合わせ先〕障害福祉課（〒522-0004 平田町594） ☎27・9981番、FAX26・17667番（shogafukushi@ma.city.hikone.shiga.jp ※郵送、FAX、Eメールまたは困り障害福祉課窓口で住所、氏名、生年月日、電話番号と応募の動機（400字程度）を書いて応募してください。）

環境審議会委員

〔趣旨〕環境基本計画および地域行動計画や良好な環境の保全と創出に関する事項について調査、審議していただく委員を募集します。この会議は、公募委員のほか、学識経験者や事業者など10人程度で構成されます。今年度は年間4回程度開催予定です（初回は8月に開催予定）。〔応募資格〕市内に在住・在勤・在学、5月15日現在で満20歳以上の人〔定員〕若干人〔任期〕委嘱時から2年間〔応募期限〕5月31日（水）〔応募・問い合わせ先〕困り生活環境課 ☎30・6116番、FAX27・0395番（kankyohozen@ma.city.hikone.shiga.jp ※郵送、F

AX、Eメールまたは困り生活環境課窓口で住所、氏名、年齢、電話番号と応募の動機、環境に対する活動経験を書いて応募してください（様式は不問）。

政府主催 戦没者慰霊巡拝

〔趣旨〕旧主要戦域となった陸上および遺骨収集の望めない海上などの戦没者を対象とした慰霊巡拝です。〔巡拝地域〕沿海地方、中国東北地方、東部ニューギニア、硫黄島、インドネシア、トラック諸島、マーシャル・ギルバート諸島、フィリピンなど ※巡拝時期や費用など、詳しくは困り社会福祉課にお問い合わせください。〔対象〕慰霊巡拝を行う戦域における戦没者の配偶者、父母、子、兄弟姉妹、孫、甥、姪および参加遺族（子、兄弟姉妹）の配偶者のうち、原則80歳以下で健康状態が良好な人（航空機などによる長距離の旅行に耐えられる人）〔問い合わせ先〕困り社会福祉課 ☎23・9590番、FAX26・1768番

\*\*\*\*\* 市立病院職員を募集します \*\*\*\*\*

職種	人員	受験資格	受付期間	試験日
助産師または看護師	30人程度	昭和57年4月2日以降に生まれた人で、助産師または看護師の免許を有する人（取得見込みを含む）	①6月 1日(木)～ 7月 7日(金)	7月23日(日)
			②7月18日(火)～ 7月28日(金)	8月 6日(日)
※郵送の場合は、各期間最終日までの消印有効				
病院見学会 ①6月24日(土) ②7月15日(土) いずれも14:00～ ※電話で申し込んでください。 病院見学会の申込、問い合わせ先 市立病院看護部 ☎22-6050 (内線3402) 受験申込書等の配布場所、受験の申込、問い合わせ先 市立病院事務局職員課(市立病院3階) ☎22-6050 (内線3516、3517)、FAX26-0754				

ごみの減量と資源化トピックス

30・10 (さんまる・いちまる) 運動を知っていますか

新年度を迎えた4月は、歓送迎会など、会食や宴席の機会が多かったのではないのでしょうか。

宴席などの飲み会の席では、楽しい歓談に花が咲き、ふと気付けば、出された料理に手が付けられていないまま、残してしまっていたということはありませんか。

「30・10 運動」とは、宴席の最初（乾杯の後）30分と終わり（お開きの前）10分は、自席について料理を食べる時間を持ちましょうという、食べ残しを減らすための運動です。

この取り組みは、平成23年に長野県松本市から始まり、食品ロスを削減するための周知・啓発に活用されています。

食品ロスとは、まだ食べられるのに捨てられてしまった食べ物のことです。その量は、平成26年度の環境省および農林水産省の推計によると、全国で

年間621万トンにのぼります。これには、外食産業を含む食品関連事業者から出る食べ残しや売れ残りのほか、一般家庭から出る食べ残しや過剰に除去された調理くず、期限切れなどで手付かずのまま直接廃棄されたものが含まれます。

宴席でのちょっとした心がけが、ごみの減量に役立ちます。食べられるものを無駄にしないために、会食や宴席を楽しみながら食品ロスを削減することにつながる「30・10」を呼びかけてみませんか。

問い合わせ先

困り生活環境課 ☎30-6116、FAX27-0395



消費生活センターつうしん

第97回

相談が増えています  
学習教材の訪問販売、  
健康食品などの通信販売

消費生活センターでは、平成28年度に416件の相談を受け付けました。同25年度は640件、同26年度は572件、同27年度は543件と、少しずつ減っていますが、1年間に400件を超える相談が寄せられています。

相談される人の年代で最も多いのは40歳代で84件、次に70歳以上で79件です。どの年代も50件程度の相談があることから、年代に関わりなく、消費生活について困ったことや不安なことがあるようです。20歳代は30件、20歳未満は10件と、他の年代に比べて少なくなっています。分類別では、インターネット通信サービスや架空請求などの通信サービスについての相談が117件と、全体の約4分の1を占めています。

同28年度の特徴は、前年度にはほとんどなかった学習教材、家庭教師などの訪問販売に関する相談が複数寄せられたことです。また、通信販売では、オンラインゲームやアダルト情報サイトの相談件数が多くを占めますが、化粧品や健康食品についての相談も少しずつ増えています。「お試し」用価格で申し込んだつも



りが、商品到着後に定期コースとわかり、解約を申し出たけれど応じてもらえない」というように、巧みな誘い文句に「お試し」コースだったら」と気軽に申し込んでしまいそうになることもあります。インターネット通販の場合は、契約内容、解約条件についての表示を十分に確認したり、注文確認メールを印刷したりして、契約内容がすぐにわかるようにしておきましょう。

彦根市消費生活センター

☎30・6144番（平日午前9時～正午、午後1時～同4時15分）

※今後の相談に役立てるため、相談受付時に、氏名、住所、電話番号、性別、年齢、職業などの個人情報をお聞かせします。差し支えない範囲でのご協力をお願いします。

消費者ホットライン

局番なしの「1888」 ※メッセージの案内に従って、居住地の郵便番号を入力してください。最寄りの相談窓口にて電話がかかります。